



相談

こころの電話相談「すばる」のご利用を

こころの電話相談「すばる」では、皆さんからのさまざまな悩みを聞いています。

心の中の不安や不満を、一人で悩まないで話してみませんか。



あなたの気持ちに寄り添ってお話を伺います。秘密は厳守しますので、安心してご相談ください。

◆こころの電話相談〔☎(25)8264〕
とき 毎週水曜日、午前10時～午後3時30分
※祝日、年末年始は休み。



上下水道

水道管の冬支度はお済みですか

気温が氷点下になると、水が凍り水道管が破裂することがあります。次のような場合は特に注意してください。

- ・水道管がむき出しになっている
- ・水道管が家の北側にある
- ・水道管に風が強く当たる
- ・低温注意報が発表されたとき

●凍結を防止するには 水道管や蛇口などを保温材・毛布などで包み、その上からビニールを巻き保護しましょう。

●水道管が凍ったときには タオルなどを巻きつけ、その上からゆっくりぬるま湯をかけて溶かします。熱湯を直接かけないでください。

●水道管が破裂したときには 止水栓を閉め、水を止めて修繕を申し込んで

ください。また、止水栓の位置はあらかじめ確認しておきましょう。

※水道の修繕は、市管工事業協同組合〔☎0120(032)497〕へ（月～金曜日の午前9時～午後5時30分）。その他の時間帯および土・日曜日、祝日、年末年始は市役所宿直室〔☎(25)1000〕へご連絡ください。

問い合わせ 水道工務課（内線257、295）

年末年始の開閉栓業務の受け付け

年末＝12月28日(木)、午後5時30分まで
年始＝30年1月4日(木)、午前9時から
※インターネット（市ウェブサイトの水道事業のページ）では随時受け付けていますが、年末の作業は12月28日(木)まで、年始は1月4日(木)からになります。

問い合わせ 水道お客様センター〔☎(20)6400〕

今月の相談		気軽に相談ください。相談は全て無料です。		
	日 程	時 間	場 所	予 約・その他
法律相談	毎週水曜日 第1・3水曜日	午後1時～4時	市役所1階市民相談室 金剛連絡所	要予約（内線182）、定員6人（第4水曜日は12人）、祝日、年末年始を除く、1年間で1回利用可
市民相談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	市役所1階7番窓口	電話相談も可（内線182、185）、祝日、年末年始を除く
行政相談	21(木)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	国への要望や苦情などを行政相談委員に相談
司法書士相談	19(火)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	要予約（内線182）、定員6人、1年間で1回利用可
特設人権なんでも相談	8(金)	午後1時～4時	市役所地下904会議室	当日電話相談も可（内線544）、人権擁護委員による相談、問い合わせ（内線472）
女性のための電話相談	1(金)、8(金)、19(火)、26(火)、1/5(金)	午前10時～午後2時		【☎(23)0567】、問い合わせ（市役所内線474）、女性の相談員による相談
女性の悩み相談	14(木) 15(金)	午前10時30分～午後0時30分 午後1時30分～4時30分	すばるホール3階 男女共同参画センター	要予約（市役所内線474）、女性カウンセラーによる相談 ※14(木)は午後3時30分まで
人権相談	月～金曜日	午前9時～午後5時	市人権協議会 （人権文化センター内）	事前予約も可〔☎(24)3700〕、電話相談も可、祝日、年末年始を除く
生活相談	月～金曜日	午前9時～午後5時		
保育士による育児相談	第2・4水曜日	午後1時～3時	レインボーホール(市民会館)2階	要予約〔☎(26)1233〕、定員3組、祝日を除く
ひとり親家庭相談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	こども未来室	要予約、電話相談も可（内線206）、祝日、年末年始を除く
家庭児童相談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	こども未来室	電話相談も可（内線206～208）、祝日、年末年始を除く
発達相談	月～金曜日	午前9時～午後5時15分	こども未来室	要予約、電話相談も可（内線206、207）、祝日、年末年始を除く
子育て相談	月～金曜日	午前9時～午後5時	児童館	電話相談も可〔☎(25)0666〕、祝日、年末年始を除く
健康相談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	保健センター	要予約〔☎(28)5520〕、生活習慣病や栄養・禁煙などについての相談
福祉なんでも相談	月～金曜日	午前9時～午後5時	総合福祉会館、カガリの郷	コミュニティソーシャルワーカーによる福祉に関するあらゆる相談、祝日、年末年始を除く
市民公益活動相談	月～金曜日	午前9時～午後9時	市民公益活動支援センター	要予約〔☎(26)7887〕、祝日、年末年始を除く ※ただし、事前予約により土・日曜日、祝日の相談も可
農業相談	5(火)、1/5(金)	午後1時～3時	市役所4階農業委員会	事前予約も可（内線444）
商工相談	月～金曜日	午前9時～午後5時15分	商工会館2階	経営指導員などによる相談〔☎(25)1101〕、祝日、年末年始を除く
商工法律相談	12(火)	午後2時～4時	商工会館2階	要予約〔☎(25)1101〕
経営相談	13(水)	午後1時30分～4時50分	商工会館2階	要予約〔☎(25)1101〕
日本政策金融公庫相談	13(水)	午後1時30分～3時30分	商工会館2階	要予約〔☎(25)1101〕
税理士による税務相談	8(金)	午後2時～4時	商工会館2階	要予約〔☎(25)1101〕
消費者相談	月～金曜日	午前9時～正午 午後1時～4時	市役所1階市民相談室 （消費生活センター）	電話相談も可（内線186）、専門相談員による相談、祝日、年末年始を除く、消費者ホットライン〔☎(局番なし)188〕
就労支援相談	月～金曜日	午前9時～午後5時	市就労支援センター(人権文化センター内)	就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談、祝日、年末年始を除く、問い合わせ 市人権協議会〔☎(24)3700〕
お出かけ就労支援相談	19(火)	午前9時30分～正午	市役所4階A会議室	
若者の就労相談	20(水)	午後1時～4時	市役所4階A会議室	要予約、南河内若者サポートステーション〔☎(26)9441〕
労働相談	14(木)	午後2時～5時	市役所1階市民相談室	当日電話相談も可（内線187）、社会保険労務士による相談、問い合わせ（内線481）
障がい者就業・生活相談	18(月)	午後2時～5時	市役所1階市民相談室	当日電話相談も可（内線199）、専門相談員による相談（就職のあつせんはしません）、問い合わせ（内線481）
引きこもり相談	21(木)	午後1時～2時30分 午後2時30分～4時	トピック Topic(きらめき創造館)	要予約〔☎(26)8056〕、定員各1人、カウンセラーによる相談
進路相談(奨学金)	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	市役所3階教育指導室	当日電話相談も可（内線364）、水曜日は専門相談員による相談、祝日、年末年始を除く



講座・催し

おれんじパートナー交流会

認知症についての情報交換をしたり、不安や悩みを出し合い交流したりしませんか。

とき 12月20日(水)、午後1時30分～4時

ところ すばるホール3階清光の間

対象者 認知症の人やその家族、認知症に関心のある人

定員 20人(当日、直接会場へ)

※認知症の人が参加される場合は、事前にご連絡ください。

参加費 100円(お茶・お菓子代)

問い合わせ 井尻さん(おれんじパートナー事務局) ☎090(3996)0071

市生活支援サービス従事者研修受講者募集

介護予防・日常生活支援総合事業の「訪問型サービスA」における介護サービスの担い手として、指定事業所に従事するために必要な資格を取得するための研修を開催します。

とき 30年1月12日～2月9日の毎週金曜日、午後1時～4時10分(全5回)

ところ 今城クリニック「ことほぎ」(寿町二丁目4の30)

対象者 市内在住で訪問型サービスAに従事する意思のある人

定員 15人

受講料 無料

申し込み 12月8日(金)～22日(金)に、今城クリニック花笑み ☎(55)3353 へ(申し込み多数の場合抽選)



募集

市臨時的任用職員(アルバイト)登録者を募集

職務内容 事務補助

対象者 業務でワード、エクセルを利用した経験がある人

勤務地 市役所

勤務時間 月～

金曜日、午前9

時～午後5時30

分の間で5～7.5時間(内45分間休憩有り)など

時間給 910円(別途、市の規定による交通費を支給)

申し込み 人事課で配布する所定のエントリーシートに写真を貼って必要事項を記入し、土・日曜日、祝日、年末年始を除く、午前9時～午後5時30分に、人事課(内線322)へ(郵送不可)※エントリーシートは市ウェブサイトの各課のページ「人事課」からダウンロードもできます。



富田林税務署アルバイト募集

職務内容 事務補助、パソコン入力など

対象者 パソコンの操作ができる人

勤務地 富田林税務署、すばるホール

雇用期間 30年1月～3月(勤務日・時間などについては面接時に相談)

時間給 910円

※詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ 富田林税務署総務課 ☎(24)3281(内線552)



福祉

献血にご協力を

12月は「大阪府献血推進月間」です。皆様のご協力をよろしくお願い致します。

とき・ところ 12月9日(土)、午前10時～午後2時=富田林小学校、10日(日)、午前10時～午後4時=エコール・ロゼ

対象者 18～69歳で体重が50kg以上の人(65歳以上の方は60～64歳の間に献血経験がある人に限ります)

※ただし、男性は17歳から可能。その他の条件などはお問い合わせください。

問い合わせ 市献血推進協議会 ☎(25)8261

災害見舞金などの申請を

本市では、市内在住の人を対象に火災や風水害など万一の災害の際に、被災者またはその遺族に災害見舞金や死亡弔慰金を支給しています。

支給額は、次のとおりです。

種類	災害の程度	支給額
災害見舞金	住家の被害(全焼・全壊・流出)	1世帯 10万円
	住家の被害(半焼・半壊)	1世帯 5万円
	住家の被害(床上浸水など)	1世帯 3万円
死亡弔慰金	死亡(火災・風水害・交通事故など)	1人 10万円

申請方法や支給要件など、詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ 地域福祉課(内線282)

広告枠

※広告の問い合わせは、S T総合広告 ☎072(368)1227・FAX072(368)1228 へ。



介護保険

介護保険料の納め忘れは ありませんか

介護保険料は、利用者への介護給付に欠かすことのできない大切な財源です。

介護保険制度は、社会全体で支え合う制度です。

保険料を納めないでいると滞納期間に応じて保険給付が制限される場合があります。

介護が必要になったとき、安心してサービスを利用できるよう保険料は必ず納期限内に納めましょう。

なお、普通徴収対象者の保険料は市から送付する納付書により取扱金融機関、コンビニエンスストア、MMK設置店または市役所で納めていただき、特別徴収対象者の保険料は年金からの天引きにより納めていただきます。

■便利な口座振替をご利用ください

普通徴収対象者の保険料のお支払いは、納期限ごとに自動的に指定の預（貯）金口座から振替納付される口座振替が便利で安心です。

普通徴収対象者で口座振替を希望される人は、預（貯）金通帳と通帳の印鑑、納入通知書を持参し、次の取扱金融機関または高齢介護課で手続きをしてください。

また、〇印の金融機関については引き落としを希望する口座のキャッシュカードを高齢介護課または金剛連絡所に持参いただくだけで、暗証番号入力により口座振替の申し込みをいただけます（ペイジー口座振替受付サービス）。

■口座振替取扱金融機関

〇りそな銀行/〇三菱東京UFJ銀行/
〇三井住友銀行/〇近畿大阪銀行/〇池田泉州銀行/〇関西アーバン銀行/みずほ銀行/南都銀行/大正銀行/紀陽銀行/
大阪シティ信用金庫/〇成協信用組合/
大同信用組合/近畿労働金庫/大阪南農業協同組合/〇ゆうちょ銀行

問い合わせ 高齢介護課（内線175、176）



税

平成30年度から個人住民税の 特別徴収を徹底します

府と府内全市町村は、30年度から原則として全ての事業主の皆さんを特別徴収義務者に指定し、個人住民税の特別徴収を徹底します。

従業員の個人住民税は、所得税と同じく特別徴収（給与から差し引き）が必要です。

前年中に給与の支払いを受けており、4月1日において給与の支払いを受けている従業員（アルバイトなどの非正規雇用者を含む）について個人住民税の特別徴収をしていただく必要があります。具体的な手続きなどはお問い合わせください。詳しくは、府ホームページ（http://www.pref.osaka.lg.jp/zei/alcarte/juminzei_tokucho.html）をご覧ください。

問い合わせ 課税課（内線111、112）

市税未納の人を対象に 年末日曜納付相談会を実施

仕事などの理由により、市役所に普段来ることができない人は、この機会にぜひご相談ください。なお、当日の混雑を避けるため、2日前までに電話で申し込んでください。

とき 12月17日(日)、午前9時～正午、午後1時～5時

※当日の納付は受け付けできません。

ところ 市役所地下902会議室

持ち物 納税通知書または催告書、本人確認書類、印鑑

申し込み 納税課（内線121～124）へ

12月は税収確保重点月間 です

府では、12月を「税収確保重点月間」と定め、納期限内に納税された人との税の公平性を確保するため、府内の市町村と連携し、滞納者に対して徹底した催告や財産の差し押さえなどを実施します。

問い合わせ 南河内府税事務所（☎251131）

12月は市税滞納整理強化月間です

今月は納税催告、滞納処分を集中して実施します。

税金を滞納すると延滞金が加算され、滞納処分（預貯金、給与、不動産、自動車などの差し押さえ）を受けることとなります。

もし納め忘れや滞納市税がある場合は、早急に納付してください。

問い合わせ 納税課（内線121～124）

固定資産税（償却資産）の申告を

固定資産税は土地や家屋に課税されますが、それ以外で事業や営業のために所有している償却資産（構築物、機械や装置、車両や運搬具、工具、器具、備品など）も課税の対象になり、その所有者に課税されます。

30年1月1日現在、市内に償却資産を所有している法人や個人事業主は、30年1月31日(日)までに申告してください（休・廃業されている場合も申告が必要です）。

所有者には12月中に申告書類を郵送しますが、届かないときや事業の開始により初めて申告される場合はご連絡ください。

※本市では、インターネットによる電子申告サービス「e L T A X（エルタックス）」がご利用いただけます。詳しくは、（一社）地方税電子化協議会【☎03(5500)7010・<http://www.eltax.jp/>】へお問い合わせください。

問い合わせ 課税課（内線114、115）

今月は固定資産税・都市計画税の 第4期分の納期です

納付には便利な口座振替のご利用を！

預（貯）金通帳と通帳の印鑑・市税納付書を持って、市税取扱金融機関・郵便局へ。また、預（貯）金口座のキャッシュカードを納税課、金剛連絡所に持参して手続きをすることもできます（ペイジー口座振替受付サービス）。※対応している金融機関など詳しくはお問い合わせください。納税課（内線121～124）

◆固定資産税 都市計画税	◆市・府民税	◆軽自動車税
第1期：5月	第1期：6月	全期：5月
第2期：7月	第2期：8月	※同一名義で登録されている全台数の振替になります。
第3期：9月	第3期：10月	
第4期：12月	第4期：1月	



国民年金

国民年金保険料の納め忘れはありませんか

毎月の国民年金保険料は、日本年金機構から送付する納付書などで、翌月の末日までに納めていただくことになっています。

保険料の納め忘れがあると、未納期間に応じて将来受け取る老齢基礎年金の受給額が少なくなったり、受けられなくなったりすることがあります。

また、病気やけが、死亡など万一の場合に、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなることがあります。

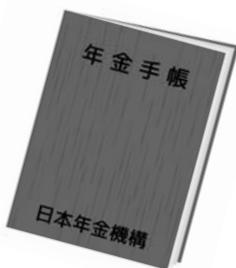
■便利な口座振替をご利用ください

納め忘れを防ぐため、便利で確実な口座振替をご利用ください。

また、口座振替には、早割や2年・1年・6カ月前納などのお得な方法があります。

口座振替の申し込みは、預（貯）金通帳と通帳の印鑑、年金手帳を持参し、取扱金融機関または年金事務所で手続きをしてください。

問い合わせ 天王寺年金事務所 ☎06(6772)7531



国民年金基金に加入しませんか

国民年金基金とは、国民年金に年金を上積みする公的な制度です。

20歳以上60歳未満の国民年金の第1号被保険者（自営業の人など）や、60歳以上65歳未満の国民年金に任意加入して保険料を納めている人が加入できます。掛け金は、所得税や市・府民税の社会保険料控除の対象になります。

また、受け取る年金にも公的年金等控除が適用されるなど、税制面で優遇措置があります。

問い合わせ 府国民年金基金 ☎0120(65)4192



国民健康保険

納付済み国民健康保険料額の通知を申請される人へ ～休日窓口を開設します～

申告などで29年中に納められた保険料額の通知を申請される人で、仕事などの理由により、市役所に普段来ることができない人を対象に次のとおり休日窓口を開設します。

なお、29年中に保険料を納付された全ての世帯に、納付済額のお知らせおよび口座振替済み通知書を1月中旬に送付します。

とき 12月16日(土)、午前10時～午後4時

ところ 市役所地下901会議室

※お越しの際は、市役所地下宿直室にて受け付けしてください。

※お渡しできる通知は12月15日(金)時点での収納データに基づきます。

問い合わせ 保険年金課（内線152、156）

整骨院・接骨院、はり・灸・あんま・マッサージのかかり方

整骨院・接骨院で柔道整復師による施術を受けられた場合や、はり・灸・あんま・マッサージを受けられた場合の健康保険の対象は次のとおりです。

●整骨院・接骨院で柔道整復師による施術を受けられた場合

骨折、脱臼、打撲、捻挫（肉離れを含む）
※骨折・脱臼については、緊急の場合を除きあらかじめ医師の同意が必要です。

※日常生活による単なる疲れ、肩凝りなどに対する施術は保険の対象にならず全額自己負担となります。

●はり・灸・あんま・マッサージなどを受けられた場合

《はり・灸》神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症、その他慢性的な疼痛を主症とする疾患

《あんま・マッサージ》筋まひ、関節拘縮などで医療上マッサージを必要とする症例

※保険の適用には、あらかじめ医師の発行した同意書または診断書が必要です。

※単なる疲労回復・慰安を目的としたものや、疾病予防のためのマッサージなどは保険の対象とならず全額自己負担となります。

問い合わせ 国民健康保険に加入している人は保険年金課（内線155、188）、後期高齢者医療保険に加入している人は府後期高齢者医療広域連合給付課 ☎06(4790)2031

広告枠

※広告の問い合わせは、S T総合広告 ☎072(368)1227・FAX072(368)1228 へ。